

月報はさま



令和2年2月3日(月)
迫公共職業安定所
登米市迫町佐沼字内町42-10
TEL0220-22-8609 FAX0220-22-9579

令和2年3月から

【外国人雇用状況の届出において、在留カード番号の記載が必要になります】

令和2年3月1日以降に、雇入れ、離職をした外国人についての「外国人雇用状況の届出」において、在留カード番号の記載が必要になります。

外国人雇用状況届出における届出方法は、雇用保険被保険者の場合とそれ以外の場合で異なりますので、ご注意ください。

《雇用保険被保険者となる外国人の場合の届け出》

雇用保険被保険者資格取得届、資格喪失届と一緒に、「雇用保険被保険者資格取得届、資格喪失届外国人労働者在留カード番号記載用【別様式】」に、在留カード番号（在留カードの右上に記載されている12ケタの番号）をご記入のうえ、雇用保険の適用を受けている事業所の所在地を管轄するハローワークに届け出てください。

なお、この【別様式】での届け出は、雇用保険被保険者資格取得届および資格喪失届が様式改正（在留カード番号記載欄が追加）されるまでの暫定運用となります。様式改正は令和2年度中を予定しています。

《雇用保険被保険者以外の外国人の場合の届け出》

雇入れ・離職に係る外国人雇用状況届出書の様式に、在留カード番号記載欄が追加になりますので、在留カード番号をご記入のうえ、勤務する施設の所在地を管轄するハローワークに届け出てください。

外国人雇用状況届出の申請は「ハローワークインターネットサービス」からもできます。

詳しくは、ハローワーク迫求人・専門援助部門（0220-22-8609）にお問い合わせください。

～ 今月の「働き方改革」～

2020年4月1日から、パートタイム・有期雇用労働法が施行され、正社員とパートタイム労働者・有期雇用労働者の間の不合理な待遇差が禁止されます。（中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の適用は、2021年4月1日からです）

同一企業内における正社員（無期雇用フルタイム労働者）とパートタイム労働者・有期雇用労働者との間の不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けることができるよう、パートタイム・有期雇用労働法や施行規則、同一労働同一賃金ガイドライン、パートタイム・有期雇用労働指針が施行されます。

★★改正のポイント★★

非正規雇用労働者（パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者*1）について、以下の1～3を统一的に整備します。*1 派遣労働者についても、改正後の労働者派遣法（企業規模にかかわらず2020年4月1日適用）により、下記1～3が整備されます。

1 不合理な待遇差の禁止

同一企業内において、正社員と非正規雇用労働者との間で、基本給や賞与などのあらゆる待遇について、不合理な待遇差を設けることが禁止されます。

2 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化

非正規雇用労働者は、「正社員との待遇差の内容や理由」などについて、事業主に説明を求めることができるようになります。事業主は非正規雇用労働者から求めがあった場合は、説明をしなければなりません。

3 行政による事業主への助言・指導等や裁判外紛争解決手続（行政ADR）の整備

都道府県労働局において、無料・非公開の紛争解決手続を行います。

* 詳しくは宮城労働局 雇用環境・均等室(022-299-8844)にお問い合わせください。

* 働き方改革全般については「宮城働き方改革推進支援センター」（0120-97-8600）にお問い合わせください *

職業紹介関係取扱状況 [令和元年12月内容]

	10月	11月	12月	対前月比(%)	対前年同月比(%)
新規求職者数	311人	294人	283人	▲3.7	12.7
有効求職者数	1,353人	1,266人	1,234人	▲2.5	▲2.5
新規求人数	419人	430人	379人	▲11.9	▲33.6
月間有効求人数	1,236人	1,304人	1,151人	▲11.7	▲29.3
有効求人倍率	0.91倍	1.03倍	0.93倍	▲0.10ポイント	▲0.36ポイント
紹介件数	424件	401件	380件	▲5.2	▲6.4
就職件数	149件	132件	125件	▲5.3	▲21.9
基本手当受給者実人員	263人	284人	283人	▲0.4	11.0
基本手当支給額	35,323千円	32,033千円	29,025千円	▲9.4	16.5

— 窓口の動き —

新規求職者数は前月比で3.7%減少し、前年同月比では12.7%増加した。有効求職者数は前月比で2.5%減少し、前年同月比でも2.5%減少した。

新規求人数は前月比で11.9%減少し、前年同月比では33.6%減少した。月間有効求人数は前月比11.7%減少し、前年同月比では29.3%減少した。

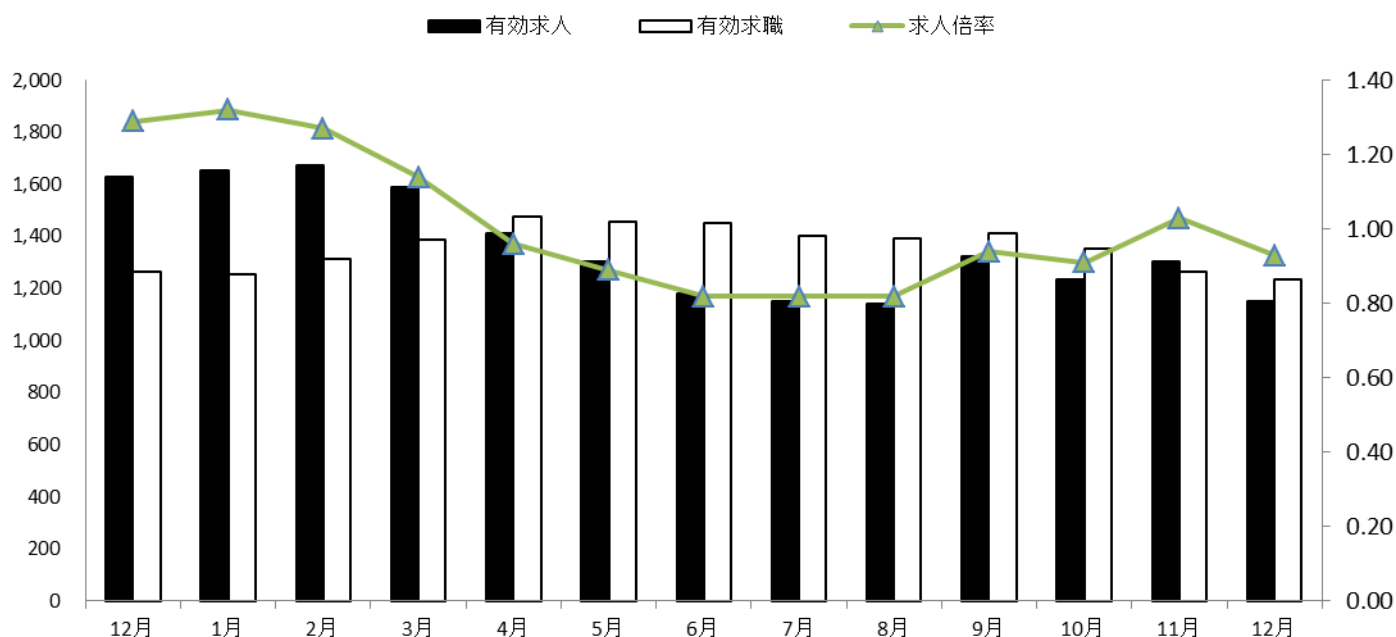
有効求人倍率は0.93倍（原数値）で、前月比0.10ポイント減少し、前年同月比では0.36ポイント減少した。また、宮城県は1.61倍、全国は1.57倍（季節調整値）となっている。

雇用保険基本手当受給者実人員は、前月比で0.4%減少し、前年同月比では11.0%増加した。

求人・求職・求人倍率の推移

【平成30年12月～令和元年12月】

（求人倍率：求職者一人に対し、求人数がどのくらいあるかを表す数値です）



	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
有効求人	1,628	1,656	1,674	1,588	1,415	1,304	1,183	1,154	1,140	1,324	1,236	1,304	1,151
有効求職	1,265	1,255	1,314	1,387	1,478	1,457	1,451	1,401	1,391	1,415	1,353	1,266	1,234
求人倍率	1.29	1.32	1.27	1.14	0.96	0.89	0.82	0.82	0.82	0.94	0.91	1.03	0.93